

## 茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市がインターネット上に公開している茅ヶ崎市ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 茅ヶ崎市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（インターネットのホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とし、バナー広告から遷移するホームページの内容（以下「広告の内容」という。）が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 掲載内容についての問合せ先の記載がないもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (8) エステ脱毛に関するもの
- (9) 主に労働者の募集に係るもの
- (10) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (11) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (12) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (13) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (14) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (15) 世論が大きく分かれているもの
- (16) 個人の宣伝に係るもの
- (17) 市政運営に支障があると認められるもの
- (18) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が茅ヶ崎市ホームページを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、茅ヶ崎市ホームページの市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画面表示は、上下70ピクセルで、左右140ピクセルであること。
- (2) データ量は、30キロバイト以内であること。
- (3) データの保存形式は、電子計算機で描いた画像又はファイルに読み込んだ画像を圧縮

して保存する形式によること。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠あたり月額18,182円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とする。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間(以下「掲載期間」という。)は、1月を単位とし、12月までとする。

2 掲載期間について、法定点検及び災害による茅ヶ崎市ホームページの公開の中断に伴う期間の延長は認めない。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第7条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市区町村民税を滞納している者(個人にあつては、独立して自ら事業を営む者に限る。)

(2) 前号に掲げる者のほか、茅ヶ崎市ホームページに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者

(広告掲載の申込み等)

第8条 広告の掲載を受けようとする者は、掲載を希望する日の3月前から1月前までに、茅ヶ崎市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に、法人にあつては納期限の到来している直近の、個人にあつては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあつては、前年度)の市区町村民税の納税証明書の写し又は領収証書の写しを添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあつた場合において、広告の掲載をするときはその旨を、広告の掲載をしないときはその旨及びその理由を、茅ヶ崎市ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)にて申込者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主(広告掲載に係る契約を締結した広告主に限る。以下同じ。)は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、掲載期間に係る掲載料を一括して納付しなければならない。

2 市長は、特別に必要があると認めるときは、前項に規定する掲載料の納付を免除することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、第4条に規定する規格により広告の原稿を作成し、広告の掲載を開始する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第12条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、茅ヶ崎市ホームページ広告

掲載取りやめ申出書(第3号様式)により市長に申し出なければならない。

(契約の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第7条第2号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が第9条の規定に違反して10日前までに掲載料を納付しないとき。
- (4) 広告主が第10条の規定に違反して10日前までに広告の原稿を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の取り消しをする必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の契約を解除したときは、茅ヶ崎市ホームページ広告掲載契約解除通知(第4号様式)により広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第14条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 第12条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき(掲載期間開始前に限る。)。 既納の掲載料の額の全額
- (2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告の契約を解除したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)。 既納の掲載料の額のうち市長が広告の契約を解除した日から掲載期間の末日までの期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)に係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市ホームページ広告掲載料還付申請書(第5号様式)により市長に請求しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

(表)

茅ヶ崎市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長 住所(法人にあつては、所在地) 申込者 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名) 電話番号 電子メールアドレス	
茅ヶ崎市ホームページへの広告の掲載について、茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱及び茅ヶ崎市における 広告に関する基本方針を遵守し次のとおり申し込みます。	
1 掲載を希望する期間	月 日から 月 日まで(計 か月)
2 掲載料	円
3 掲載を希望する広告の内容	
4 掲載リンク先アドレス	
5 同意事項	<input type="checkbox"/> (1) 茅ヶ崎市ホームページに掲載する広告から遷移するホームページの内容が、公共性を損なうおそれのないものであつて、裏面の「1 広告の内容」に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> (2) 広告掲載料は、茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱第5条に定める額を、掲載を開始する10日前までに一括して納付すること。 <input type="checkbox"/> (3) 上下70ピクセル・左右140ピクセルの規格にした広告掲載原稿を、掲載を開始する10日前までに納品すること。 <input type="checkbox"/> (4) 裏面の「2 解除権の行使事由」のいずれかに該当するときは、市は、広告の契約を解除することができる。

備考 1 市区町村民税の納税証明書の写し又は領収証書の写し(法人にあつては納期限の到来している直近のもの、独立して自ら事業を営む個人にあつては当該年度(4月1日から7月31日までに申込みの場合にあつては、前年度)のもの)を添付してください。

2 「5 同意事項」の欄は、全ての事項を確認の上、同意する場合は、□にレ印を記入してください。

(裏)

1 広告の内容(茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱第2条に関すること)

次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 掲載内容についての問合せ先の記載がないもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (8) エステ脱毛に関するもの
- (9) 労働者の募集に係るもの
- (10) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (11) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (12) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (13) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (14) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (15) 世論が大きく分かれているもの
- (16) 個人の宣伝に係るもの
- (17) 市政運営に支障があると認められるもの
- (18) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が茅ヶ崎市ホームページを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

2 解除権の行使事由(茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱第13条に関すること)

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が上記「1 広告の内容」の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が、茅ヶ崎市ホームページに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者であるとき。
- (3) 広告主が、掲載を開始する日の10日前までに掲載料を一括して納付しないとき。
- (4) 広告主が、掲載を開始する日の10日前までに広告の原稿を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

(表)

茅ヶ崎市ホームページ広告掲載決定通知書

茅 第 号 年 月 日	
様  茅ヶ崎市長	
年 月 日付けで申込みのあった茅ヶ崎市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。	
1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載しません。
2 掲載期間	月 日から 月 日まで(計 か月)
3 掲載料	円
4 掲載条件	<p>(1) 茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という)及び茅ヶ崎市における広告に関する基本方針を遵守すること。</p> <p>(2) 茅ヶ崎市ホームページに掲載する広告から遷移するホームページの内容が、公共性を損なうおそれのないものであって、裏面の「1 広告の内容」に適合するものとする。</p> <p>(3) 掲載料は、要綱第5条に定める額を、掲載を開始する10日前までに一括して納付すること。</p> <p>(4) 上下70ピクセル・左右140ピクセルの規格にした広告掲載原稿を、掲載を開始する10日前までに納品すること。</p> <p>(5) 市は、裏面の「2 解除権の行使事由」のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。</p>
5 掲載しない理由	

備考 「4 掲載条件」の欄に掲げる掲載条件を必ず御確認ください

(裏)

1 広告の内容(茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱第2条に関すること)

次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 掲載内容についての問合せ先の記載がないもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (8) エステ脱毛に関するもの
- (9) 労働者の募集に係るもの
- (10) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (11) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (12) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (13) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (14) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (15) 世論が大きく分かれているもの
- (16) 個人の宣伝に係るもの
- (17) 市政運営に支障があると認められるもの
- (18) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が茅ヶ崎市ホームページを媒体として行うものとして適当でないと思われるもの

2 解除権の行使事由(茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取扱要綱第13条に関すること)

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が上記「1 広告の内容」の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が、茅ヶ崎市ホームページに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者であるとき。
- (3) 広告主が、掲載を開始する日の10日前までに掲載料を一括して納付しないとき。
- (4) 広告主が、掲載を開始する日の10日前までに広告の原稿を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

第3号様式(第12条関係)

茅ヶ崎市ホームページ広告掲載取りやめ申出書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
住所(法人にあつては、所在地) 申込書 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名) 電話番号 電子メールアドレス	
茅ヶ崎市ホームページへの広告の掲載を取りやめるため、次のとおり申し出ます。	
1 広告の掲載の決定年月日	
2 掲載を取りやめる期間	月 日から 月 日まで(計 か月)
3 取りやめの理由	

備考 茅ヶ崎市ホームページ広告掲載決定通知書の写しを添付してください

第4号様式(第13条関係)

茅ヶ崎市ホームページ広告掲載契約解除通知書

茅 第 号 年 月 日	
様	
茅ヶ崎市長	
年 月 日付け 第 号により締結した広告の契約を解除しましたので通知 します。	
1 解除年月日	
2 広告の契約を解除する掲載期間	月 日から 月 日まで(計 か月)
3 解除の理由	

茅ヶ崎市ホームページ広告掲載料還付申請書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
住所(法人にあつては、所在地)	
申請者 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)	
電話番号	
茅ヶ崎市ホームページ広告掲載料について、次のとおり還付を申請します。	
1 還付を申請する茅ヶ崎市ホームページの掲載期間	月 日から 月 日まで(計 か月)
2 還付金額	円
3 口座振替先	金融機関名
	銀行 <span style="float: right;">本店</span>
	農業協同組合 <span style="float: right;">支店</span>
	金庫 <span style="float: right;">支所</span>
	預金種目 1 普通 2 当座
	口座番号
	口座名義人(カタカナ)